

## 汚水排出量の認定に関する要綱

平成 27 年 4 月 1 日  
上下水道事業管理者決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市下水道条例（昭和 42 年条例第 21 号）第 15 条第 3 項第 3 号及び加古川市農業集落排水処理施設条例（平成 13 年条例第 5 号）第 15 条第 3 項第 3 号に規定する使用者の排除した汚水の量（以下「汚水排出量」という。）の認定について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、減量認定とは営業に伴う使用水量と汚水排出量が著しく異なる場合に、公共下水道に排出されない水量の認定をいう。

(汚水排出量の認定)

第 3 条 汚水排出量の認定対象は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 使用者の負担において排水口に計量器を設置し、公共下水道に排出する汚水量を正確に測定できる場合には、その計測水量をもって汚水排出量とする。
- (2) 使用者の負担において給水系統に量水器を設置し、水道水以外のみを使用する場合は、その計測水量をもって汚水排出量とし、水道水以外と水道水を併せて使用する場合は、計測した水道水以外の水量に水道水の使用水量を加算した水量を汚水排出量とする。

2 減量認定の対象は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ボイラー及びクーリングタワーにおいて、使用者負担により補給水量を計測する量水器を設置し、使用水量が 2 ヶ月 1, 000 m<sup>3</sup> 以上かつ補給水量が 2 カ月 200 m<sup>3</sup> 以上であるものについては、補給水量の 2 分の 1 の水量。
- (2) 排除される汚水の一部または全部が明らかに下水道へ排出がないと認められる場合で、その水量を計量できるものは、計量された水量。

3 前項各号の規定にかかわらず、公共下水道に排出されない水量が明確かつ合理的に把握できる書類等を提出できる場合は、その数値をもって減量認定することができる。

4 前 2 項の規定により減量認定された場合には、水道水及び水道水以外の使用水量から減量認定された水量を差し引いて汚水排出量とする。

(申請)

第 4 条 前条に規定する認定を受けようとする者は、事前に協議のうえ、汚水排出量認定申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

- (1) 申請場所の地図
- (2) 給排水管の系統図
- (3) 計量器のカタログ等仕様がわかるもの

(4) その他管理者が必要と認める書類

(認定)

第5条 管理者は前条の申請があったときは、当該申請書等の内容、その他必要事項を審査し、かつ現地調査を行ったうえで、その可否を決定し、「汚水排出量認定通知書」(様式第2号)により、申請者に対し通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に認定の適用を受けている者については、この要綱により認定の適用を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

様式第1号から第2号まで 省略